

職場を円滑にしよう!

知って得するハラスメント講座

11/2(水) 13:15~15:10

2022年4月1日から中小企業でもパワハラ防止法が全面施行となり、職場内のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。企業は対策として何をすべきなのか、パワハラの定義や指導との違い、企業が取べき対応や制度についてわかりやすく解説していただきます。

また、パワハラだけでなく、セクハラ、マタハラなどハラスメント全般について、対処方法や未然に防ぐ対策など、事例や現状に沿った話もお聞きます。

講師プロフィール

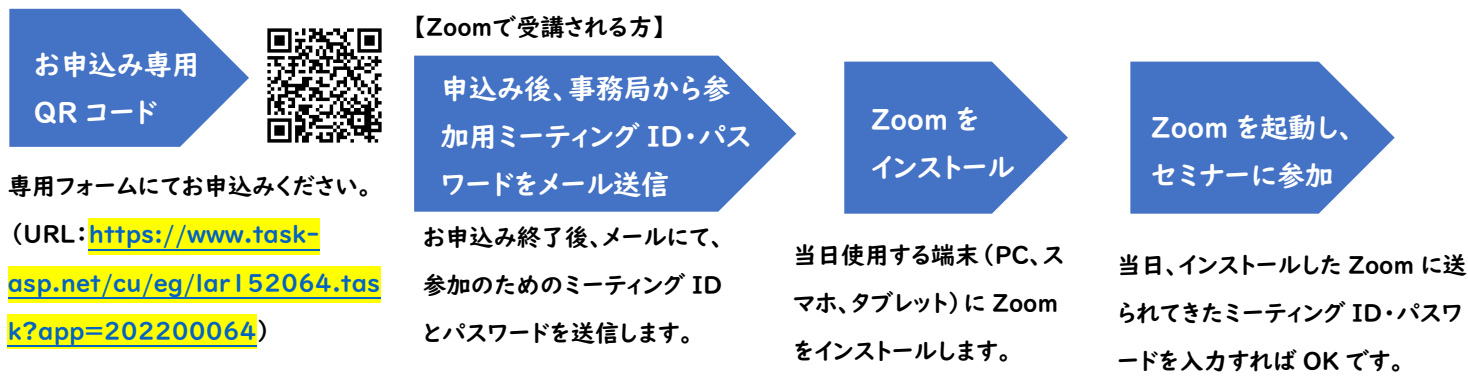
弁護士 ^{うちやま}内山 ^{あきら}晶 さん とやの総合法律事務所

2007年9月に司法試験合格、2008年12月に新潟市において弁護士登録、
2014年1月にとやの総合法律事務所を開設し、現在に至る。
ハラスメント問題について、労使のいずれかの立場からの相談や訴訟等に対応している。
新潟市男女共同参画審議会委員や新潟雇用労働相談センター相談員を歴任。



会場	新発田市生涯学習センターほか (Zoom 受講有り)
対象者	テーマに関心がある市民、企業の人事関係担当者、従業員等
定員	100人程度
参加費	無料

■お申込みから受講までの流れ (申込受付開始 : 10月7日(金)~)



申込み・問合せ先 新発田市 人権啓発課 男女共同参画推進係

TEL 0254-28-9630 FAX 0254-28-9670 MAIL jinken@city.shibata.lg.jp